

広島県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県山県郡北広島町南方、同町丁保余原、同町川井、同町木次及び同町川東地内		区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称		区域の名称	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
火神谷川（六七）	土石流	火神谷川（六七）	次の図のとおり
火神谷川（六七隣一）	土石流	火神谷川（六七隣一）	次の図のとおり
火神谷川（六七隣二）	土石流	火神谷川（六七隣二）	次の図のとおり
火神谷川（六七隣三）	土石流	火神谷川（六七隣三）	次の図のとおり
天都川（四一一）	土石流	天都川（四一一）	次の図のとおり
丁保余原川（四一三）	土石流	丁保余原川（四一三）	次の図のとおり
丁保余原川（四一三隣一）	土石流	丁保余原川（四一三隣一）	次の図のとおり
出原川（四一四）	土石流	出原川（四一四）	次の図のとおり
出原川（四一四隣一）	土石流	出原川（四一四隣一）	次の図のとおり
木次川（五六九五）	土石流	木次川（五六九五）	次の図のとおり

中原(五六 九七)	土石流	次の図のとおり	中原(五六 九七)	土石流	次の図のとおり
出原川支川 一(六九〇 二)	土石流	次の図のとおり	出原川支川 一(六九〇 二)	土石流	次の図のとおり
出原川支川 二(六九〇 五a)	土石流	次の図のとおり	出原川支川 二(六九〇 五a)	土石流	次の図のとおり
出原川支川 二(六九〇 五b)	土石流	次の図のとおり	出原川支川 二(六九〇 五b)	土石流	次の図のとおり
出原川支川 三(六九〇 六)	土石流	次の図のとおり	出原川支川 三(六九〇 六)	土石流	次の図のとおり
出原川支川 三(六九〇 六隣一)	土石流	次の図のとおり	出原川支川 三(六九〇 六隣一)	土石流	次の図のとおり
冠川支川(六九二三)	土石流	次の図のとおり	冠川支川(六九二三)	土石流	次の図のとおり
下畑川(五 六九二隣一)	土石流	次の図のとおり	下畑川(五 六九二隣一)	土石流	次の図のとおり
下畑川(五 六九二隣二)	土石流	次の図のとおり	下畑川(五 六九二隣二)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川支 川(六九五 一)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川支 川(六九五 一)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川支 川(六九五 一隣一)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川支 川(六九五 一隣一)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川支 川(六九五 一隣二)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川支 川(六九五 一隣二)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。